



令和7(2025)年度 東関東吹奏楽連盟 吹奏楽振興補助金制度

# 子供たちに音楽の楽しさを伝えよう！

中学校・高等学校で活動している吹奏楽部のみなさん、大学や一般バンドで活動しているみなさん、小さな子供たちに吹奏楽や音楽の魅力を伝えに行きませんか。

現在、少子化や部活動ガイドラインの制定により、吹奏楽を取り囲む状況は年々厳しくなっています。幼稚園や保育園の子供たちに生の演奏を通して吹奏楽や音楽の楽しさや素晴らしさを伝えることは、これから吹奏楽活動の活性化や、吹奏楽の振興に繋がる一つの方法だと考えています。

東関東吹奏楽連盟では、この趣旨に賛同していただき幼稚園や保育園に訪問演奏してくださる方々に対し、補助金を支給いたします。下記公募要領をご確認のうえ、ぜひご応募ください。

公墓要領

## 1 補助対象要件

- (1) 資 格

  - ・東関東吹奏楽連盟に加盟する4県（栃木・茨城・千葉・神奈川）で吹奏楽活動をしている中学校や高等学校、大学の吹奏楽部、一般バンドやママさんバンド等の団体や、団体内で活動する団員(部員)で構成されるグループ。  
(各県吹奏楽連盟へ加盟／非加盟 および プロ／アマチュアは問いません。)  
※個人が臨時に結成したグループによる活動は対象としません。

(2) 訪 問 先

  - ・応募する団体やグループが活動拠点にしている地域の幼稚園や保育園、こども園など、未就学の乳幼児が在籍している教育施設。
  - ・社会教育施設（公民館等）や、私的団体が主催する、一般人（含：乳幼児のみ）を対象とした催し物（地域のお祭りや演奏会等）は除きます。
  - ・実施会場については、訪問先施設内または、訪問先施設が借り受けた会場とします。  
※訪問日時・内容等の調整は各団体で行ってください。

(3) 演奏内容

  - ・子供たちが楽しめるような曲を中心に30分以上の演奏を行う。  
※楽器編成や演奏形態は自由です。

## 2 補助金額

1回の訪問演奏につき2万円（同一団体 年度内2回まで）

### 3 申請方法

次に示すものを、各県吹奏楽連盟宛に郵送にてお送りください。

## ▼提出書類等▼ 1 実施報告書（別紙様式1）

2 実施記録(写真やプログラム等、当日の様子が分かるもの)  
※必ず、A4 サイズ 1~2 枚にまとめてください。

## 4 公募期間

- (1) 実施期間

  - ・令和7年4月1日～令和8年3月20日

(2) 申請締切

  - ・令和7年4月1日～令和8年2月末日に実施したもの：実施後1ヶ月以内
  - ・令和8年3月1日以降に実施したもの：令和8年3月末日（消印有効）

※令和8年3月10日までに申請のあったものは、令和7年度内に補助金を振り込みますが、それ以後の申請の場合は、次年度に振込となります。（回数は当該年度扱い）

## 5 補助の決定

演奏活動終了後提出された実施報告書（別紙様式1）の内容を、各県（栃木・茨城・千葉・神奈川）吹奏楽連盟ならびに東関東吹奏楽連盟理事会において吹奏楽振興補助金制度規定に合致するかどうかを精査し、補助の適否を決定いたします。

## 6 問い合わせ

## 東關東吹奏樂連盟事務局

E-mail : hksuiren@fa.mbn.or.jp



令和7（2025）年度 東関東吹奏楽連盟 吹奏楽振興補助金制度

## 実施報告書

年      月      日

\_\_\_\_\_ 県吹奏楽連盟理事長 \_\_\_\_\_ 様

申請者	団体名
	代表者氏名
担当者	氏名
	住所

電話(携帯)  
メールアドレス

下記の通り吹奏楽振興の目的で訪問演奏を行いましたので、報告し併せて補助金を申請します。

記

1 実施日時	年      月      日 ( )      :      ~      :		
2 訪問先施設	施設名  会場  在籍状況 (乳児      名 幼児      名等)		
3 演奏形態	編成 :	演奏人数	名
4 団体プロフィール (加盟団体以外)	(メンバー構成、日頃の活動内容など)		
5 実施内容 ※演奏時間・演奏曲、 実施しての感想含む			
6 実施記録	写真    ·    プログラム    ·    その他 ( )		

東関東吹奏楽連盟 理事長 千田 豊 様

上記の団体を県吹奏楽連盟から吹奏楽振興補助団体として推薦します。

(付加事項 : )

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_ 県吹奏楽連盟 理事長\_\_\_\_\_ 印

# 東関東吹奏楽連盟 吹奏楽振興補助金制度規定

## ( 総 則 )

**第1条（名称）** 本制度は東関東吹奏楽連盟吹奏楽振興補助金制度と称する。（以下振興補助金制度という）

**第2条（目的）** 本制度の目的は、これから吹奏楽人口の維持、増加のため就学未満の子供達に、楽器や吹奏楽の演奏に触れさせ、興味関心を喚起する目的に賛同し、対象の施設へ訪問演奏を行う団体（加盟非加盟にかかわらない。）に対し、補助金を支給する。

## (補助の内容)

**第3条（補助の金額・回数）**

1回の活動につき20,000円とする。

2 一つの団体に対する補助金の支給は、原則として同一年度2回までとする。

## (補助金支給対象団体の決定)

**第4条（公募期間）**

本制度の公募期間は以下のとおりとする。

(1) 実施期間 ・当該年度 4月1日～3月20日

(2) 申請締切 ・4月1日～2月末日に実施したもの：演奏活動実施後1ヶ月以内  
・3月1日以降に実施したもの：実施年度内3月末日（消印有効）

※年度内3月10日までに申請のあったものは、当該年度内に補助金を振り込む。

それ以後の申請の場合は、次年度に振り込む。（回数は当該年度扱い）

**第5条（申請方法）**

本補助金の支給を希望する団体は、以下に記す書類等を各県吹奏楽連盟理事長へ提出する。

ア 実施報告書（別紙様式）

イ 実施記録（写真、プログラム等当日の様子がわかるもの）

**第6条（該当団体選考基準及び決定）**

第2条に基づき、申請した団体を、次の基準により選考する。

(1) 資 格

・栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県各吹奏楽連盟、及び地区吹奏楽連盟または、東関東吹奏楽連盟に加盟する4県（栃木・茨城・千葉・神奈川）で吹奏楽活動をしている中学校や高等学校、大学の吹奏楽部、一般バンドやママさんバンド等の団体や、団体内で活動する団員（部員）で構成されるグループ。

（各県吹奏楽連盟へ加盟／非加盟 および プロ／アマチュアは問わない。）

※個人が臨時に結成したグループによる活動は対象としない。

(2) 活 動

① 次の条件における30分以上の演奏活動

・応募する団体やグループが活動拠点にしている地域の幼稚園や保育園、こども園など、未就学の乳幼児が在籍している教育施設。

- ・社会教育施設（公民館等）や、私的団体が主催する、一般（含：乳幼児のみ）を対象とした催し物（地域のお祭りや演奏会等）は除く。
  - ・実施会場については、訪問先施設内または、訪問先施設が借り受けた会場。
- ② 各県、地区連盟主催で未就学の乳幼児を対象にして行う吹奏楽（プロ、アマは問わない）による演奏活動
- 2 各県吹奏楽連盟理事長は、本制度に申請した団体のうち、本条第1項に示す該当団体選考基準に基づき、補助金支給対象候補団体を決定し、東関東吹奏楽連盟理事長へ報告する。
- 3 東関東吹奏楽連盟理事長は、各県吹奏楽連盟理事長からの報告を基に、理事会で各申請団体の申請内容を精査し、補助金支給対象団体を決定する。

#### （その他）

**第7条** この規定は理事会の議決により改定することができる。

**第8条** (付則)

- (1) この規定は、令和2年 4月 1日より施行する。
- (2) この規定は、令和6年 4月 1日より施行する。
- (3) この規定は、令和7年 4月 1日より施行する。